

令和3年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修実施要領

1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

2. 研修日程・場所

講義 1 日 + 演習 2 日の合計 3 日間

※受講生のグループの振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねますのでご了承ください。

	グループ	日程	場所
講義	A	1日目 令和3年9月14日(火)	A 勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
	B		B 和歌山市立南コミュニティセンター (和歌山市紀三井寺 856)
	C		C 県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町 3353-9)

演習	①	2日目 令和3年10月12日(火) 3日目 令和3年10月13日(水)	県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町 3353-9)
	②	2日目 令和3年10月21日(木) 3日目 令和3年10月22日(金)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
	③	2日目 令和3年10月26日(火) 3日目 令和3年10月28日(木)	和歌山市立南コミュニティセンター (和歌山市紀三井寺 856)

※(グループ例) A-① → 講義…9/14(プラザホープ)、演習…10/12、13

B-③ → 講義…9/14(南コミュニティセンター)、演習 10/26、28

3. 定員

120人 } { 講義(1日目)は約40名ずつ、3つの会場に分けてリモート開催
演習(2日目、3日目)は約40名ずつ、3つのグループに分けて開催

4. 研修対象者

次の①から②のいずれかに該当する者、かつ研修受講要件を満たす者

①別紙2に示す業務別の必要実務経験年数を令和3年9月1日現在で満たす予定の者で、人事異動等により、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者としての配置が確定している者

②別紙2に示す業務別の必要実務経験年数を令和3年9月1日現在で満たす予定の者で、新規事業立ち上げ予定の事業所にサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事予定の者

<研修受講要件>

- 相談支援従事者初任者研修をすでに受講している者、または今年度受講が確定している者
- 県内の事業所に所属している者、または県内在住者
- 研修初日に提示する、障害福祉に係る事例に関する課題を受講者各自で作成し、研修2日目に提出することが可能な者

5. 受講申込方法

和歌山県福祉事業団のホームページに接続します。(https://www.wfj.or.jp)

トップページから、**研修案内** → **令和3年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修** → **申込フォーム** より必要事項を入力し、入力したデータを送信してください。

データを送信しましたら表示されます【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、郵送して下さい。

- ※ インターネットでの申込完了後に自動で申込確認メールが届きます。そちらからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。
- ※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。その際にはお手数ですが、和歌山県福祉事業団までご連絡ください。

申し込みフォームへはこちらの

QRコードからも接続できます



<郵送するもの(必要書類)(令和3年8月6日消印有効)>

- ウェブ申し込み完了確認書 (インターネット申込完了後に印刷したもの)
- 相談支援従事者初任者研修修了証書等の写し
 - ※ 令和3年度に受講予定の者であって申込時に修了証書等が手元にない場合は、受講決定通知の写しを添付してください。
 - ※ 写しの提出がない場合は、研修受講要件を満たさないものとして取扱います。
 - ※ 申込後、何らかの事情で相談支援従事者初任者研修を修了としない場合は研修受講要件を満たしません。
- 県内在住者のうち、県外事業所に所属する場合は、県内在住であることを証明する書類を添付してください。

【申込書送付先(問い合わせ先)】

和歌山県福祉事業団本部

〒649-2102 西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

メール sabikankenshu@wfj.or.jp

【申込受付期間】

令和3年7月12日(月)～8月6日(金) (消印有効、データは8月6日必着)

申込受付期間を厳守してください。提出書類不備の場合は受付できませんので、不備のないよう十分確認の上、提出してください。

6. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

所属法人を通じて8月下旬の郵送を予定しています。

***なお、申込者多数の場合は、研修対象者として認められる者のうち、先着受付順とします。**

7. 修了証書

- ・ 全日程を修了したものに對し、氏名及び生年月日、研修区分を記載した修了証書を交付します。
※インターネットでの申込の際に入力された氏名、生年月日の情報が修了証に反映されますので、入力間違いのないようご注意ください。
なお、修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡をお願いします。
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定課題の提出がない場合は修了証書を交付しません。
- ・ 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り等)、修了について講師の同意を得られない方につきましても修了証書を交付しません。

8. 経費等

研修参加費として、10,000円を研修1日目の受付時に徴収させていただきます。

なお、研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者(所属する法人等を含む)が負担願います。

9. その他

- ・ 平成31年4月1日の制度改正により、研修カリキュラムが変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者等に従事するための要件の一部を満たすものです(本研修を修了するだけではサービス管理責任者等として従事することはできません)。
- ・ サービス管理責任者等として従事するには、**基礎研修修了後に2年の実務経験を満たし、実践研修を修了する他、配置のための実務経験を満たす必要があります。**
ただし、令和3年度受講の方までに限り、**基礎研修修了時に配置の実務経験を満たしている場合は、サービス管理責任者等として従事することが可能です。**この場合でも引き続きサービス管理責任者等として従事するためには、**2年間の実務経験を経て実践研修を修了する必要があります。**
- ・ また、その後引き続きサービス管理責任者等として従事するためには、**実践研修の修了後、5年ごとに更新研修を修了していただく必要があります。**
- ・ サービス管理責任者等としての配置のための実務経験については、厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)及び厚生労働省告示第110号(平成31年3月29日)を参照してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、**研修当日の受付時に、検温を実施します。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可となります。**入口には消毒液を設置しております。個々での注意もお願いします。
- ・ 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
- ・ 研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことで運行停止となる等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに和歌山県福祉事業団までその旨をご連絡ください。
なお、その際には必ず公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付を受けてください。**※この場合以外の遅刻は認められません。**
- ・ 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。
変更・中止の場合のみ、研修当日の午前7時以降に和歌山県福祉事業団ホームページにて案内します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程を変更・中止する場合がありますので、その旨ご了承ください。

10. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と和歌山県福祉事業団が共有します。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。